

# 別表の読み方

# 自己紹介

## 1 全般的事項

- 前職：外資系IT企業のシステムエンジニア
- 現職：白百合女子大学（東京都調布市）  
大学経営推進室 室長代理
- 学内経歴：生涯学習・資格センター▶図書館▶教務課  
▶大学経営推進室（←イマココ）
- 身長：164cm（実寸（ヒール含む）171cm-172cm）
- 趣味：映画鑑賞（ジャンル問わず）

## 2 学外の経歴

- 2022年12月 大学教務実践研究会第10回大会「教職課程の自己点検・評価における事務職員のかかわりについて」報告
- 2023年 6月 都内私立大学教職課程事務担当者懇談会「教職課程 0ベースからの学び方」
- 2023年12月 大学教務実践研究会課題検討フォーラム「どうする？履歴書・教育研究業績書の執筆依頼！」
- 2024年 6月 教員免許事務担当者講習会「教職課程事務の概要学び方について」
- 2024年 6月 大学教務実践研究会 初任者向け講習会「今後の教職課程事務を担うこれからの光る君へ」

- 2024年 7月 教職事務担当者講習会（初級編）「基礎からの教職課程事務」「介護等体験・教育実習のポイント」
- 2024年 9月 教員免許事務担当者講習会「事例から学ぶトラブル事案への対応」
- 2024年10月 教務系事務部門中堅者向け講習会「全学的に教職課程を実施する組織について」
- 2024年12月 教務課題検討フォーラム「ケーススタディ（入学前の既修得単位の取扱い）」
- 2025年 5月 私学労務研究会「教職課程事務・初任者講習会＜基礎編＞」
- 2025年 5月 教員免許事務担当者講習会「学力に関する証明書を通して教職事務を理解する」
- 2025年 7月 教職事務担当者講習会（初級編）「基礎からの教職課程事務」「介護等体験・教育実習のポイント」
- 2025年10月 教員免許事務担当者講習会「事例から学ぶトラブル事案への対応」

## 3 その他

- 2024年5月発行 事例から学ぶ、事例でわかる  
大学教職課程事務



## 本日の予定とイントロダクション

---

**10：30～11：30 別表から様々な免許状取得方法を知る**

**11：30～11：40 休憩**

**11：40～12：30 事例学習**

教職課程事務を行うにあたり、様々な免許状の取得方法はおさえておきたいものです。自大学では取り扱っていない取得方法も多いですが、卒業生からの問い合わせの際、役に立つ知識です。

# そもそも「別表」は、どこに書いてありますか？

- ①該当の条文にある
- ②本則の後ろにある
- ③附則の後ろにある
- ④原案作成者の趣味によって変わる



## 教育職員免許法〔昭和二十四年法律第百四十七号〕

### 目次

- 第一章 総則（第一条-第三条の二）
- 第二章 免許状（第四条-第九条の二）
- 第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条-第十四条の二）
- 第四章 雜則（第十五条-第二十条）
- 第五章 罰則（第二十一条-第二十三条）
- 附則

本則

附則

# そもそも「別表」は、どこに書いてありますか？

## 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条-第三条の二）
- 第二章 免許状（第四条-第九条の二）
- 第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条-第十四条の二）
- 第四章 雜則（第十五条-第二十条）
- 第五章 罰則（第二十一条-第二十三条）
- 附則

本則

附則

**別表は「附則の後ろにある」！**

## 「別表」と条文中の「表」

---

別表というのは、附則の後ろに置かれる表のことです。

条文を読みやすくするために、条文の読みにくさを生じさせるような表は別表として処理し、そうでない表は条文中に置くことになっています。しかし、これは「目安」であって実はこのような形式上の問題について、厳密に決められているわけではありません。

# 教育職員免許法における「別表」

教育職員免許法における免許状取得に関する単位を定めている「別表」は全部で10あって、「免許法第5条」関係の別表が3つ、「免許法第6条」関係の別表が7つあります。

## 免許法第5条関係

### 別表第一

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(幼稚園教諭/小学校教諭/中学校教諭/  
高等学校教諭/特別支援学校教諭)

### 別表第二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(養護教諭)

### 別表第二の二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(栄養教諭)

## 免許法第6条関係

### 別表第三

上位の免許状取得【上進】  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

### 別表第四

他教科の免許状取得  
(中学校教諭/高等学校教諭)

### 別表第五

実習教科の免許状取得  
(中学校教諭(職業実習) /  
高等学校教諭(看護実習、  
家庭実習、情報実習、農業実習、  
工業実習、商業実習、水産実習、  
福祉実習、商船実習)

### 別表第六

上位の免許状取得【上進】  
(養護教諭)

### 別表第六の二

上位の免許状取得【上進】  
(栄養教諭)

### 別表第七

二種免許状取得、上位の免許状  
取得  
(特別支援学校教諭)

### 別表第八

隣接する学校種の免許状を  
取得する  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

## 教育職員免許法第6条

---

(教育職員検定)

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

教育委員会による検定に合格した場合に授与される取得方法です。検定には「学力検定」「実務検定」「人物検定」「身体検定」の4つがあります。

「学力検定」→単位修得大学が発行する学力に関する証明書によって行う検定

「実務検定」→在職年数（良好な成績で勤務した機関に限る）を証明する、実務に関する証明書によって行う検定

「人物検定」→人物に関する証明書の提出または面接によって行う検定

「身体検定」→身体に関する証明書（健康診断証明書）の提出によって行う検定

※ただし、別表第4は「実務検定」はない。

# 特徴別に分類する

実務経験有無によって分類する。

## 実務経験不要で取得可能

### 別表第一

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(幼稚園教諭/小学校教諭/中学校教諭/  
高等学校教諭/特別支援学校教諭)

### 別表第二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(養護教諭)

### 別表第二の二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(栄養教諭)

### 別表第四

他教科の免許状取得  
(中学校教諭/高等学校教諭)

## 実務経験を生かして少ない単位で取得可能

### 別表第三

上位の免許状取得【上進】  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

### 別表第五

実習教科の免許状取得  
(中学校教諭(職業実習) /  
高等学校教諭(看護実習、  
家庭実習、情報実習、農業実習、  
工業実習、商業実習、水産実習、  
福祉実習、商船実習)

### 別表第六

上位の免許状取得【上進】  
(養護教諭)

### 別表第六の二

上位の免許状取得【上進】  
(栄養教諭)

### 別表第七

二種免許状取得、上位の免許状  
取得  
(特別支援学校教諭)

### 別表第八

隣接する学校種の免許状を  
取得する  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

# 特徴別に分類する（ちょっとレア）

教員以外の実務経験を生かして少ない単位で取得可能

## 附則第18項

保育士の実務経験による幼稚園教諭免許状取得（幼保特例）

## 附則第17項

学校栄養職員の実務経験による栄養教諭免許取得

その他

## 別表第2口

保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状取得

## 免許法第16条

教員資格認定試験による取得

# 特徴別に分類する

実務経験有無によって分類する。

## 実務経験不要で取得可能

### 別表第一

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(幼稚園教諭/小学校教諭/中学校教諭/  
高等学校教諭/特別支援学校教諭)

### 別表第二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(養護教諭)

### 別表第二の二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(栄養教諭)

### 別表第四

他教科の免許状取得  
(中学校教諭/高等学校教諭)

## 実務経験を生かして少ない単位で取得可能

### 別表第三

上位の免許状取得【上進】  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

### 別表第五

実習教科の免許状取得  
(中学校教諭(職業実習) /  
高等学校教諭(看護実習、  
家庭実習、情報実習、農業実習、  
工業実習、商業実習、水産実習、  
福祉実習、商船実習)

### 別表第六

上位の免許状取得【上進】  
(養護教諭)

### 別表第六の二

上位の免許状取得【上進】  
(栄養教諭)

### 別表第七

二種免許状取得、上位の免許状  
取得  
(特別支援学校教諭)

### 別表第八

隣接する学校種の免許状を  
取得する  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

# 特徴別に分類する

黄色マーカーは特にご紹介が多かった別表。

## 実務経験不要で取得可能

### 別表第一

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(幼稚園教諭/小学校教諭/中学校教諭/  
高等学校教諭/特別支援学校教諭)

### 別表第二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(養護教諭)

### 別表第二の二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。  
(栄養教諭)

### 別表第四

他教科の免許状取得  
(中学校教諭/高等学校教諭)

## 実務経験を生かして少ない単位で取得可能

### 別表第三

上位の免許状取得【上進】  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

### 別表第五

実習教科の免許状取得  
(中学校教諭(職業実習) /  
高等学校教諭(看護実習、  
家庭実習、情報実習、農業実習、  
工業実習、商業実習、水産実習、  
福祉実習、商船実習)

### 別表第六

上位の免許状取得【上進】  
(養護教諭)

### 別表第六の二

上位の免許状取得【上進】  
(栄養教諭)

### 別表第七

二種免許状取得、上位の免許状  
取得  
(特別支援学校教諭)

### 別表第八

隣接する学校種の免許状を  
取得する  
(幼稚園教諭/小学校教諭/  
中学校教諭/高等学校教諭)

## 別表第四

中学校・高等学校教諭免許状をすでに所持している者が、他教科の免許状を取得する方法です。

### 別表第四

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格 受けようとする他の 教科についての免許状の種類	有することを必要とする第一欄に掲げる教員 の一以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要 とする教科及び教職に関する科目 の最低単位数
中学校教諭	専修免許状	専修免許状
	一種免許状	専修免許状又は一種免許状
	二種免許状	専修免許状、一種免許状又は二種免許状
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状
	一種免許状	専修免許状又は一種免許状

## 別表第四

### 施行規則第十五条

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数			
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	
中学校教諭	専修免許状	20	8	24
	一種免許状	20	8	
	二種免許状	10	3	
高等学校教諭	専修免許状	20	4	24
	一種免許状	20	4	

#### 備考

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項の表備考第一号から第四号まで又は第五条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。

## 別表第四

例えば、中一種免（英語）所持者が中一種免（国語）を取得したい場合、**別表第1より少ない単位数で修得が可能となる。**

### 施行規則第十五条（抜粋）

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭	一種免許状	20	8	

### 施行規則第四条（抜粋）

第一欄	最低修得単位数		
	第二欄	第六欄	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目		大学が独自に設定する科目
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	
一種免許状	28		4

## 別表第三

下位の免許状所持者が、教員としての実務経験を活かして、少ない単位で上位の免許状を取得する方法です。

### 別表第三（抜粋）

基礎資格不要！

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3
	一種免許状	二種免許状	5
	二種免許状	臨時免許状	6
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	3
		特別免許状	3
	一種免許状	二種免許状	5
		特別免許状	3
	二種免許状	臨時免許状	6

## 別表第三

下位の免許状所持者が、教員としての実務経験を活かして、少ない単位で上位の免許状を取得する方法です。

### 別表第三

備考

〈省略〉

七 この表の規定により**一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者**（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、**第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。**この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする。）。

〈省略〉

## 別表第三

第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。

例：幼稚園教諭二種免許状所持／幼稚園での実務経験7年 希望免許状：幼稚園教諭一種免許状

### 別表第三（抜粋）

第一欄 受けようとする免許状の種類	第二欄 所要資格	第三欄	第四欄
	有することを必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3
	一種免許状	二種免許状	5
	二種免許状	臨時免許状	6

最低在職年数を超える在職年数 2年 → 5単位 × 2 = 10単位  
45単位 - 10単位 = 35単位

## 別表第三

## 施行規則第十一條（拔粹）

第十一条 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄		第二欄					第三欄
受けようとする免許状の種類		領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭	専修免許状					15	15
	一種免許状	4		20		6	45
	二種免許状	5		30			45
小学校教諭	専修免許状					15	15
	一種免許状	4			21	5	45
	二種免許状	4			29	2	45

## 別表第三

### 施行規則第十二条の二

第十二条の二 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

〈表省略〉

### 施行規則第十三条（抜粋）

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭	一種免許状	1		7		2
	二種免許状	1		9		
小学校教諭	一種免許状		1		7	2
	二種免許状		1		8	1

備考 この表各項の各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。

### 施行規則第十四条

第十四条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの（十単位の修得をもつて足りる者を除く。）の単位の修得方法は、第十二条及び前条に定める修得方法を参照して、都道府県の教育委員会規則で定める。

## 別表第八

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している者が、教員の勤務経験を有したうえで、隣接する学校種の免許状を取得する方法です

### 別表第八

第一欄 所要資格 受けようとする 免許状の種類	第二欄 有することを必要とす る学校の免許状	第三欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第一欄に定める免許状に 係る学校（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学 校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携 型認定こども園を含む。）における主幹教諭等（主幹教諭（養護又は栄養の指導 及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指 導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。）として良好な勤務成績で勤務した旨の 実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第四欄 第二欄に定め る免許状を取 得した後、大 学において修 得することを 要する単位数
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	6
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13
	中学校教諭普通免許状	3	12
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	14
	高等学校教諭普通免許状	3	9
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	3	12

#### 備考

- 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。
- 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

# 別表第八

## 施行規則第十八条の二

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数							大学が独自に設定する科目
		教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状		6						
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状			10	1			2	
	中学校教諭普通免許状			10				2	
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	10		2				2	
	高等学校教諭普通免許状			2	1			2	4
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）			2				2	8

# 別表第八

## 施行規則第十八条の二

### 備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、第四条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 二 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち五以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれ二単位以上を、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 三 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ一単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位にその在職年数を乗じて得た単位数（免許法別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。）を修得したものとみなして、この表を適用する。

## 別表第八

受けようとする免許状の種類	学校
幼稚園教諭二種免許状	<input checked="" type="checkbox"/> イ 幼稚園 <input type="checkbox"/> ロ 特別支援学校の幼稚部 <input type="checkbox"/> ハ 幼保連携型認定こども園
小学校教諭二種免許状	<input checked="" type="checkbox"/> イ 小学校 <input type="checkbox"/> ロ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 <input type="checkbox"/> ハ 義務教育学校 <input type="checkbox"/> ニ 特別支援学校の小学部
中学校教諭二種免許状	<input checked="" type="checkbox"/> イ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 <input type="checkbox"/> ロ 中学校 <input type="checkbox"/> ハ 義務教育学校 <input type="checkbox"/> ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 <input type="checkbox"/> ホ 中等教育学校 <input type="checkbox"/> ヘ 特別支援学校の中学校部
高等学校教諭一種免許状	<input checked="" type="checkbox"/> イ 学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 <input type="checkbox"/> ロ 高等学校 <input type="checkbox"/> ハ 中等教育学校 <input type="checkbox"/> ニ 特別支援学校の高等部

# 別表第八

## 施行規則第十八条の三

第十八条の三 免許法別表第八備考第二号に規定する中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

## 別表第八

### 施行規則第十八条の三第2項

2 免許法別表第八備考第二号に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

## 別表第八

## 施行規則第十八条の四

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数							大学が独自に設定する科目
		教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状		3			道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状			5	1			1	
	中学校教諭普通免許状			5				1	
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	5		1				1	
	高等学校教諭普通免許状			1	1			1	2
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）			1				1	4

## 別表第八

---

### 施行規則第十八条の五

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

## 本日の予定（後半）

---

11:30～11:40 休憩

11:40～12:30 事例学習

## 事例学習（前回の振り返り）

---



院生B

今度は中学校教諭二種免許状（英語）を一種免許状にしたい！  
高等学校教諭一種免許状（英語）も取得したい！

院生Bさんは、中学校教諭二種免許状（英語）、中学校教諭専修免許状（中国語）高等学校教諭専修免許状（中国語）を所持していて、中学校、高校での教員経験もあります。さて、あなたならどのような履修指導をしますか？

## 事例学習

---

### 事例 1



Aさん

**要望：幼稚園の副園長になるにあたって幼稚園教諭 1 種免許状が欲しい**

**免許状：幼稚園教諭 2 種免許状所持**

**基礎資格：短期大学士の学位を有する**

**実務経験：12年（幼稚園教諭）**

**あなたなら、どんな履修方法を紹介しますか？**

## 事例学習（事例 2）

---

### 事例 2



**要望：なるべく早く小学校教諭 2 種免許状が欲しい**

**免許状：中学校教諭 1 種免許状（国語）と高等学校教諭 1 種免許状（国語）所持**

**基礎資格：学士の学位を有する**

**実務経験：2 年（中学校教諭）**

**あなたなら、どんな履修方法を紹介しますか？**

ご清聴ありがとうございました

